社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会　灘区社会福祉協議会
福祉基金「灘みんなの居場所・生活支援活動事業」助成要綱

（目　　的）

第１条　この助成事業は、神戸市灘区社会福祉協議会（以下「本会」という）が個人・団体から贈られた寄付金を積み立てた福祉基金を原資として、寄付者の意思に基づき、子どもから高齢者、障がい者、既存の制度やサービスでは解決が難しい問題でお困りの方も、みんなが住み慣れたまちで、安心して暮らしつづけられる地域共生社会の実現を推進するために、地域団体等が実施する「居場所づくり」「生活支援活動」事業を支援することを目的とする。

（助成対象団体）

第２条　助成対象団体は、灘区内の地域団体、灘区内を主な活動の拠点とする社会福祉法人や福祉増進を目的として活動する団体（以下「団体等」という）とする。

なお、団体運営に従事するスタッフの人員は、３名以上とする。

（助成対象事業）

第３条　助成対象事業は、灘区内の子ども、高齢者、障がい者、その他支援を必要とする者の福祉増進を目的とした次の各号に掲げる「居場所づくり」「生活支援活動」事業とする。

(1)「居場所づくり」とは、地域の集会所等を活用し団体等が定期的（月１回以上）に実施する事業

(2)「生活支援活動」とは、地域住民の生活課題解決に向けた支援活動で、年間を通して継続的に実施する「家事援助」「安否確認」「外出支援」「配食サービス」等の福祉活動事業

(3) その他、本会会長が先駆的かつ公益的で、助成対象と認める事業

(4) 新規もしくは内容を拡充する事業が対象となり、事業立ち上げ時には、本会事務局職員が事業の効果的な実施を支援するものとする。

(5) 助成対象事業の申請は１団体１事業とする。

２　前項に該当しても、次の各号のいずれかに該当するものはこれを対象としない。

(1) 団体等の所属員のみの親睦を目的とした事業や、バザー等の収益を得ることを目的とする事業

(2) 同一事業について、他団体から助成を受けている事業

(3) 政治活動または宗教活動

(4) 公助良俗に関する活動など、本助成事業の対象として適当でない事業

（助成事業の実施期間）

第４条　助成事業の実施期間は４月１日から翌年３月３１日の１ヵ年とする。ただし、複数年にわたり助成を継続することで効果や成果が発揮される事業については、３ヵ年を限度に複数年事業として採択することができる。

（助成対象経費）

第５条　助成対象の経費は「居場所づくり」「生活支援活動」事業の実施に必要な経費のうち別表に掲げる経費とする。

２　団体等の運営に要する経費、本助成事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、スタッフや団体構成員の飲食にかかる経費は対象外とする。

（助成基準額）

第６条　助成額は以下の各号に掲げる基準による。

(1) 事業運営の助成額は３０万円を上限とし、助成対象経費の８０％以内とする。

(2) 複数年にわたり助成を継続する場合は、前年の助成決定額の８０％以内とする。

（申請方法）

第７条　助成を受けようとする団体は、所定の助成申請書（様式第１号）に関係書類を添付して、本会会長に申請する。

（助成の決定及び通知）

第８条　第２条に定める事業の助成団体及びその助成額は、福祉基金事業実施細則第６条の灘区社会福祉協議会常任委員会役員会（以下、「役員会」）の議決にもとづき予算の範囲内で本会会長が決定する。

２　助成金の交付決定をしたときは、助成決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

３　第１項の助成金の交付決定には、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金は助成の交付目的を達成するために、対象事業にのみ使用すること。

(2) 事業内容や事業計画を変更する場合は、事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第３号）を提出し、事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第４号）により、本会会長の承認を受けるべきこと。

（交付の方法）

第９条　助成金は、助成決定後に申請者の指定口座へ振り込む。

（実績報告）

第10条　助成を受けた団体は、当該年度の事業完了後１０日以内に、所定の実績報告書（様式第５号）に関係書類を添付して、本会会長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第11条　本会会長が、次の各号に該当すると認めた場合は、助成決定取消通知書（様式第６号）により助成の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を求めることができる。

(1) 事業が中止（廃止）となった場合、又は著しく規模が縮小された場合

(2) 助成金の目的外使用・不正使用を行なった場合

(3) 虚偽又は不正の行為によって助成金を受給した場合

(4) 事業に要した経費が助成額よりも少なかった場合

(5) 前４号のほか、この要綱の規定に違反した場合

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項及び改廃については、役員会での審議を経て、本会会長が定める。

（附　則）

この要綱は令和７年４月１日から施行する。

この要綱は令和８年９月１日から施行する。ただし、すでに助成を受けている団体については、助成決定時の条件を継続する。

別　表（第５条関係）

費　　目	内　　容
ボランティア謝礼	ボランティアへの謝礼金
謝　　礼　　金	外部から招く講師等への謝礼金（交通費含む）
消　耗　品　費	文具やコピー用紙、工作材料、食材等の購入費用
印　　刷　　費	チラシ印刷・コピー代などの経費
広　　報　　費	広告宣伝にかかる経費
通　信　運　搬　費	資料送付に必要な切手代など
保　　険　　料	事業実施に伴う行事保険やスタッフのボランティア保険など
使用料・賃貸料	会場使用料など（団体所有の事務所、会場等は対象外）
備　品　購　入　費	おおむね１年を超えて使用に耐える物品の購入費用（見積書またはカタログを添付）